社会福祉法人和歌山社会事業協会

令和５年度第２回心理士採用試験実施要綱

【勤務予定地】 旭学園（和歌山市冬野６５４番地９）　施設種別：児童養護施設

１．募集職種・受験資格・採用予定人員及び勤務場所

職種	受験資格	採用予定人員
心理士	令和５年３月末の時点で次の①～②のいずれかに該当するもの ① 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者 ② 認定心理士、臨床心理士若しくは公認心理師の有資格者	１名

２．応募書類及び送付先

【応募書類】 ① 履歴書　（当法人の所定の用紙）

② 願書　（当法人の所定の用紙）

③ 自己推薦書（当法人の所定の用紙）

④ 最終学歴の卒業証明書又は卒業見込証明書

⑤ 資格者証等の受験資格を満たすことが確認できる書類

【応募書類締切】 令和５年１月２６日（木）当日必着

※簡易書留にて郵送してください。

【送付先】 〒６４１－００２２　和歌山市和歌浦南二丁目１１番３６号

社会福祉法人和歌山社会事業協会　法人本部　宛て

３．選考方法等

【選考方法】 面接

【試験日】 令和５年２月１日（水）

【試験会場】 社会福祉法人和歌山社会事業協会

法人本部　２Ｆ会議室（和歌山市和歌浦南二丁目１１番３６号）

【会場周辺地図】

【合 否 発 表】 令和５年２月３日（金）発送予定

４．採用予定日

令和５年４月１日（土）

５．月収

大学卒　　２１６，８０２円～

大学院卒　　２２４，１８８円～

※有資格者は特別昇給有り

※その他交通費等諸手当、賞与(令和４年度年間４．５ヵ月)有り、社会保険完備

６．その他

願書等の記載内容に虚偽または不正があることが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

７．お問い合わせ

法人本部（担当　小森）：０７３－４８８－６３５０

お問い合わせや施設見学のお申し込みは随時受け付けていますので、お気軽にご連絡ください。

自己申告書

令和 4年 7月 1日

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象に該当いたしません。
*ハローワークにおける求人不受理の対象とは、以下のチェックシートのチェック欄に１つでも該当する場合をいいます。

事業所名	社会福祉法人　和歌山社会事業協会
事業所所在地	和歌山県和歌山市和歌浦南２丁目１１番３６号
代表者名	理事長　井口　弘　㊞

☑ 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL291115首01）により確認し、理解しました。

チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にレ点（「✔」）を記入してください。
なお、以下のうち１つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

１．労働基準法および最低賃金法関係

（１）過去１年間に２回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

□a　当該違反行為を是正していない。

□b　是正してから６カ月が経過していない。

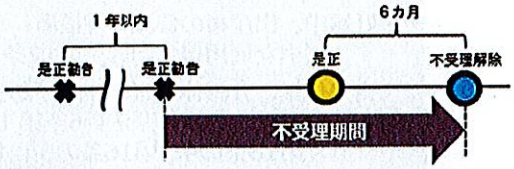

（２）違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

□a　当該違反行為を是正していない。

□b　是正してから６カ月が経過していない。

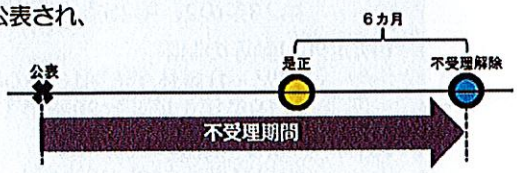

（３）対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

□a　当該違反行為を是正していない。

□b　送検後１年が経過していない。

□c　是正してから６カ月が経過していない。

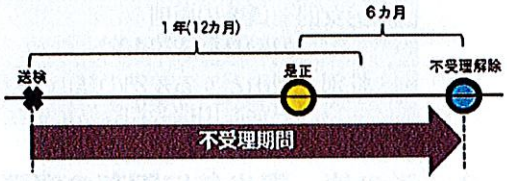

２．職業安定法、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法関係

（１）対象条項違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表※され、

□a　当該違反行為を是正していない。

□b　是正してから６カ月が経過していない。

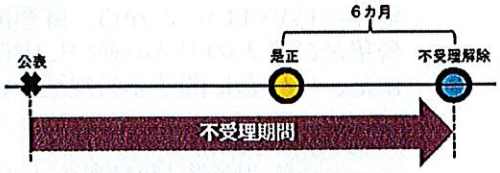

※職業安定法第48条の３第３項、男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の２の規定による。

３．項目１および項目２共通

（１）求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
①労働基準監督署による是正勧告、
②需給調整事業課（室）による助言や指導、勧告、
③雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

□a　当該違反行為を是正していない。

□b　是正してから６カ月が経過していない。

求人不受理の対象となる規定【具体的な対象条項】

1．過重労働の制限などに対する規定

長時間労働や賃金不払い残業などに関する法違反は、若者の円滑なキャリア形成に支障をきたす恐れがあるため、以下の規定を対象としています。

・強制労働の禁止
（労働基準法第5条）

・賃金関係（最低賃金、割増賃金等）
（労働基準法第24条、第37条第1項及び第4項、最低賃金法第4条第1項）

・労働時間
（労働基準法第32条）

・休憩、休日、有給休暇
（労働基準法第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項及び第7項）

2．仕事と育児等の両立等に関する規定

仕事と育児等の両立等を理由とした不適切な取扱いがなされる場合は、若者の継続就業が困難となることがあるため、以下の規定を対象としています。

・出産等を理由とする不利益取扱の禁止等
（男女雇用機会均等法第9条第１項、第２項及び第３項、第11条の２第１項）

・妊娠中、出産後の健康管理措置
（男女雇用機会均等法第12条、第13条第１項）

・育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止等
（育児・介護休業法第6条第１項、第10条、第12条第１項、第16条、第16条の3第１項、第16条の4、第16条の6第１項、第16条の7、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第25条、第52条の4第２項、第52条の5第２項）

・所定外労働等の制限
（育児・介護休業法第16条の8第１項、第16条の9第１項、第17条第１項、第18条第１項、第19条第１項、第20条第１項、第23条第１項、第２項及び第３項、第26条）

・妊産婦の坑内業務の制限等
（労働基準法64条の2第1号、第64条の3第１項、第65条、第66条、第67条第２項）

・男女同一賃金の原則
（労働基準法第4条）

・性別を理由とする差別の禁止、セクハラ等
（男女雇用機会均等法第5条、第6条、第7条、第11条第１項）

3．その他、青少年に固有の事情を背景とする課題に関する規定

新卒採用においては、募集から採用・就業までの期間が長く、募集段階から労働条件に変更が生じやすいことから、就業前に労働条件を確認することが重要であるため、労働者の募集及び求人の申込み並びに労働契約締結時の労働条件の明示規定を対象としています。また、年少者に関する労働基準の規定も対象としています。

・労働条件の明示
（労働基準法第15条第1項及び第3項、職業安定法第5条の3第1項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）、第2項及び第3項）

・年少者に関する労働基準
（労働基準法第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条）

※労働基準法の規定については、労働者派遣法第44条（第４項を除く。）の規定により適用する場合を含む。
※男女雇用機会均等法の規定については、労働者派遣法第47条の2の規定により適用する場合を含む。
※育児・介護休業法の規定については、労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合も含む。